

東彼杵町告示第 5 4 号

東彼杵町安全・安心住まいづくり支援事業実施要項の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

東彼杵町安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱（平成１９年要綱第１３９号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（用語の定義） 第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１） 旧基準木造住宅 昭和５６年５月３１日以前に建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に規定する建築確認を受けて建築された戸建木造住宅（延べ面積の過半数の部分が住宅の用に供されているものに限る。） <u>（２） 新基準木造住宅 昭和５６年６月１日から平成１２年５月３１日以前に建築基準法第６条第１項に規定する建築確認を受けて建築された戸建木造住宅（延べ面積の過半数の部分が住宅の用に供されているものに限る。）</u> <u>（３）</u> （略） <u>（４）</u> 耐震改修計画 旧・新基準木造住宅のうち耐震診断の結果、次に定める耐震化のための基準（以下「耐震基準」という。）に適合しない住宅を、当該耐震基準に適合させるための改修計画 ア 住宅の構造耐力上主要な部分 （ア） 耐震診断の診断表により求められる総合評価のうち上部構造評点が１．０以上のもの （イ） 地盤・基礎についての総合評価に注意事項がないもの	（用語の定義） 第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１） 旧基準木造住宅 昭和５６年５月３１日以前に建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に規定する建築確認を受けて建築された戸建木造住宅（延べ面積の過半__の部分が住宅の用に供されているものに限る。） 〔新設〕 <u>（２）</u> （略） <u>（３）</u> 耐震改修計画 旧__基準木造住宅のうち耐震診断の結果、次に定める耐震化のための基準（以下「耐震基準」という。）に適合しない住宅を、当該耐震基準に適合させるための改修計画 ア 住宅の構造耐力上主要な部分 （ア） 耐震診断の診断表により求められる総合評価のうち上部構造評点が１．０以上のもの （イ） 地盤・基礎についての総合評価に注意事項がないもの

イ 敷地、非構造部材

(ア) 屋根葺き材や屋根等に設置された設備が、地震の震動や衝撃で落下しないもの

(イ) ブロック塀等が地震の震動や衝撃で倒壊することによって、人に危害を与えないもの

(5) 耐震改修工事 旧・新基準木造住宅のうち耐震診断の結果、耐震基準に適合しない住宅を当該耐震基準に適合させるための改修工事（当該住宅を撤去した土地で行う新築工事を含む。）

(6) (略)

(対象住宅)

第3条 この要綱による耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う住宅（以下「診断対象住宅」という。）本町内に存する戸建木造住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 旧・新基準木造住宅又は町長が別に定めるもの

(2)～(4) (略)

(補助金額)

第8条 補助金の額は、耐震診断に要する費用の6分の5（上限は113,000円）とし、補助金は、協会に対する委託料として支払うことにより、申込者に対する補助とする。

(自己負担額)

第9条 第5条第3項の規定により、東彼杵町木造住宅耐震診断選定通知書を受けた申込者は、第7条第3項の規定に基づき送付された納付書により、協会の指定する日までに、耐震診断の費用のうち自己負担額である23,000円を支払うものとする。

別記様式1（第5条関係）

イ 敷地、非構造部材

(ア) 屋根葺き材や屋根等に設置された設備が、地震の震動や衝撃で落下しないもの

(イ) ブロック塀等が地震の震動や衝撃で倒壊することによって、人に危害を与えないもの

(4) 耐震改修工事 旧 基準木造住宅のうち耐震診断の結果、耐震基準に適合しない住宅を当該耐震基準に適合させるための改修工事（当該住宅を撤去した土地で行う新築工事を含む。）

(5) (略)

(対象住宅)

第3条 この要綱による耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う住宅（以下「診断対象住宅」という。）本町内に存する戸建木造住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 旧 基準木造住宅又は町長が別に定めるもの

(2)～(4) (略)

(補助金額)

第8条 補助金の額は、耐震診断に要する費用の3分の2（上限は41,000円）とし、補助金は、協会に対する委託料として支払うことにより、申込者に対する補助とする。

(自己負担額)

第9条 第5条第3項の規定により、東彼杵町木造住宅耐震診断選定通知書を受けた申込者は、第7条第3項の規定に基づき送付された納付書により、協会の指定する日までに、耐震診断の費用のうち自己負担額である20,500円を支払うものとする。

別記様式1（第5条関係）

(略)

別記様式1 (第5条関係)

年 月 日

種

申込者住所

氏名

電話

東彼杵町木造住宅耐震診断申込書

実施要綱第5条第1項の規定により、私が現在居住し、所有している住宅の耐震診断を受
けたいので申します。
なお、対象住宅を承認するために東彼杵町が固定資産台帳、建築確認、住民基本台帳等につ
いて照会を行うことに同意します。

1) 住宅の概要

所 在 地	長崎県東彼杵郡東彼杵町	区 域	普通
工 法	☐ 在来軸組工法 ☐ 伝統的工法		
種 類	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 兼用が住宅の用に供するものに限る。		
建設年月	年 月	注1	
階 数	☐ 平屋建て ☐ 2階建て ☐ 3階建て		

2) 添付図面

☐耐震図
☐確認通知書 (写)又は建設年月の確認の為の図書
☐耐震説明書
☐その他 ()

3) 備 考

注2

注1) 増築等を行っている場合、建設年月は最初に行った工事年月を記入ください。
注2) 診断に關し、特に伝えておきたいことがあれば記入ください。

受付機関	町	県

別記様式2 (第5条関係)

(略)

(略)

〔新設〕

別記様式2 (第5条関係)

(略)

4/8

別記様式2（第5条関係）

東彼建第号
年 月 日

様

東彼村町長

東彼村町木造住宅耐震診断選定通知書

実施要綱第5条第3項の規定により、あなたから提出がありました下記住宅に関して耐震診断の対象住宅として選定されたことを通知します。
なお、別途、社団法人長崎県建築設計事務所協会より、現地調査の日程調整のため連絡があります。

記

1 住宅の所在地

2 住宅の所有者

3 そ の 他 申込書記載のとおり

〔新設〕

別記様式4（第7条関係）
（略）

別記様式4（第7条関係）
（略）

別記様式4（第7条関係）

整理番号

年 月 日

様

長崎市魚の町3-33
社団法人 長崎県建築士事務所協会
会長 印
電話 095-826-7010

木造住宅耐震診断士派遣連絡書

あなたが東海市町に申し込まれた住宅の耐震診断に対し、当協会が耐震診断業務を受託しましたので、下記診断士を派遣します。

耐震診断士登録番号	
耐震診断士氏名	
所属事務所名	
所属事務所所在地	
所属事務所電話番号	

派遣日時	年 月 日 午前・午後 時
------	---------------

別記様式5
(略)

〔新設〕

別記様式5
(略)

(別記様式5)

年 月 日

東彼杵町長 様

申込者住所

氏名

電話番号

東彼杵町木造住宅耐震改修計画作成補助金交付申請書

実施要綱第14条第1項の規定により、耐震改修計画を作成したので次のとおり補助金の交付を申請します。

1) 住宅の概要

所在地

長崎県東彼杵郡東彼杵町

種類

☐専用住宅

☐併用住宅

用途等が住宅の用に供するものに限る。

建設年月

年 月 日

注1

階数

☐平屋建て

☐2階建て

☐3階建て

2) 耐震診断

実施年月

年 月 日

診断士名

3) 改修計画

予定工期

年 月 日～ 年 月 日

請負者

得意工事費

円

4) 添付書類

☐耐震改修計画作成の要請書

☐木造住宅耐震診断報告書の写し

☐その他（ ）

注1）増築等を行っている場合、建設年月は最初に行った工事年月を記入ください。

受付機関

町

県

別記様式 1 2

(略)

〔新設〕

別記様式 1 2

(略)

(別添様式12)

東武建設 号
年 月 日

東武建設所長 様

申込者住所
〒
市
区

東武建設町本住宅耐震改修工事費補助金交付申請書

実施要綱第22条第1項の規定により、耐震改修工事を実施したいので、下記のとおり申請します。

1) 住宅の概要	
所在地	長崎県東彼杵郡東彼杵町
種 別	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 併用住宅が住宅の用に供するものに限る。
建設年月	年 月 日 注1
階 数	☐ 平屋建て ☐ 2階建て ☐ 3階建て
2) 耐震診断	
実施年月	年 月 日
診断士名	
3) 改修工事	
予定工期	年 月 日～ 年 月 日
(予定) 請 負 者	注2
対象工事費	円
4) 添付書類	
☐ 耐震改修計画の概要	
☐ 耐震改修工事の内容を示す平面図その他の図面	
☐ 耐震改修工事の内訳書	
☐ 耐震改修工事予定箇所の写真	
☐ その他 ()	

注1) 増築等を行っている場合、建設年月は最初に行った工事年月を記入ください。

注2) 未定の場合は、未定と記載下さい。

受付機関	町	県

〔新設〕

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。